

保育料の見直しについて

1. 概要

新制度における教育・保育の利用者負担額（保育料）は、国の定める基準額を上限として、実施主体である市町村が設定することとされています。

2. 現行の保育所保育料の仕組みについて

(1) 国の保育所保育料徴収基準額の考え方と葉山町の現状

国が想定する費用負担割合

国の想定する制度設計上の負担割合は、保護者負担を差し引いた額を国・県・市町村で負担することになっています（民間保育所の場合、公費負担の割合は、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市町村 4 分の 1）。

（国が想定する費用負担割合）

国基準での保護者負担	保護者負担を差し引いた額（公費負担）		
保護者負担 （保育料）	国	県	市町村
	2 分の 1	4 分の 1	4 分の 1

公立保育所の場合は、公費負担はすべて市町村

(2) 葉山町の現状

実際には、保育所保育料は国の基準をもとに各市町村で実情に合わせて設定することとされており、現在の財源状況は次のとおりとなっています。

（葉山町の現状）

国基準での保護者負担		保護者負担を差し引いた額（公費負担）		
保護者負担 （保育料）	町追加負担 （ ）	国	県	市町村
		2 分の 1	4 分の 1	4 分の 1

公立保育所の場合は、公費負担はすべて市町村

児童の年齢や所得階層により差がありますが、現行の町の保育料は国の基準の約 7 割に設定されています。

保護者負担（保育料）：町追加負担 = 7 : 3

保育所保育料について市町村が追加負担（軽減）することは全国的に行われている一方で、公平性や財政運営の面から批判もあります。

神奈川県内では、国の基準どおりに保育料を設定している自治体はありません。

3. これまでの経緯

(1) 葉山町の保育所保育料の考え方

国基準を上限として、他の市町村の保育料を参考に、保護者の負担額を設定しています。

葉山町の保育料は、大きく次の2点が特徴となっています。

共働きの標準世帯階層を国基準の約7割とし、低所得の階層になるに伴い、軽減の割合を多くしています。

3～5歳については、幼稚園利用者と比較して保護者負担が重くなりすぎないように、幼稚園の保育料を参考に保護者負担額を設定しています。

(2) 直近の保育所保育料の改定

平成19年度末に、他の市町村を参考として国の所得階層をより細分化して、階層間の格差を是正しようとしています（8階層→11階層）。

所得階層の細分化のみ行い、基本的な保育料の見直しは行っていません。

(3) 幼稚園利用者との差について

幼稚園利用者についても、世帯の所得状況に応じて保育料等の一部が減免（補助）される就園奨励費制度があります。

葉山町では、文部科学省の定める減免（補助）限度額に加えて、町上乗せの補助があります。

ただし、町上乗せ分は年間9,000円（1ヶ月あたり750円）となっており、保育所保育料に比べると、利用者にとって少ない額になっています。

(4) 市町村民税所得割額への変更

保育所保育料については、従来の階層区分を維持し、所得税額でなく市町村民税所得割額を基に設定している。

4．今後の保育料見直しで検討したいこと

(1) 幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善

現行の町の保育料は、児童の年齢や所得階層により差がありますが、保育料を平均すると国の基準の約6割に設定しており、国基準額との差額を町が追加負担（軽減）していますが、現在の保育サービスを維持していくには、現行の国基準の約6割の設定を維持していく必要があります。

幼稚園の保育料にも補助制度があり、幼稚園と保育所の保育料を比べると幼稚園の保育料の方が利用者にとって少ない額になっています。

保育所の保育料の国基準に対する割合は、各市町村によって違いますが、この割合をどのように考えていくべきか意見をいただきたいです。

(2) 保育認定の保育標準時間と保育短時間の保育料の見直し

保育標準時間認定の人は最大1日11時間まで利用でき、現行の町の保育料をそのまま採用しています。

保育短時間認定の人は最大8時間まで利用でき、保育標準時間の保育料に98.3%（国の定めた割合）をかけた額に設定しています。

利用時間数等で比較した場合の保育料の差などをどのように考えていくべきか意見をいただきたいです。

(3) 所得階層の細分化

現行の町の保育料は所得階層を11階層で設定しています。この所得階層の分け方は各市町村によって違いがあります。また、他自治体では、所得階層をより細分化し、低所得者への対策を講じるなど、よりきめ細やかな対応を行っているところもあります。

各所得階層の保育料の差が多い階層や人数の多い階層を細分化するなど所得階層の細分化をどのように考えていくべきか意見をいただきたいです。

葉山町における保育所運営費の現状（平成27年度）

歳入

保育料 89,048千円

国庫 73,429千円

- ・施設型給付費等負担金 68,885千円
- ・子ども・子育て支援交付金 3,329千円
- ・保育対策総合支援事業費補助金 1,215千円

県費 41,585千円

- ・施設型給付費等負担金 34,649千円
- ・保育緊急対策事業費補助金 3,841千円
- ・子ども・子育て支援交付金 2,590千円
- ・保育対策総合支援事業費補助金 505千円

歳出

保育所運営に係る経費総額 408,739千円

- ・教育・保育給付支給事業 252,943千円
（委託料239,738千円、負担金補助及び交付金13,205千円）
- ・保育園運営事業 155,796千円

保育所運営に係る経費総額 408,739千円				
保育料 137,912千円 (33.7%)		国庫・県費 115,014千円 (28.2%)		市町村 155,813千円 (38.1%)
保護者負担 (保育料) 89,048千円 (21.7%)	町追加負担 48,864千円 (12%)	国庫 73,429千円 (18%)	県費 41,585千円 (10.2%)	市町村 155,813千円 (38.1%)

葉山町における保育所運営費の現状（平成27年度決算）

歳入

保育料	51,648千円
国庫	73,429千円
・施設型給付費等負担金	68,885千円
・子ども・子育て支援交付金	3,329千円
・保育対策総合支援事業費補助金	1,215千円
県費	41,585千円
・施設型給付費等負担金	34,649千円
・保育緊急対策事業費補助金	3,841千円
・子ども・子育て支援交付金	2,590千円
・保育対策総合支援事業費補助金	505千円

歳出

保育所運営に係る経費総額 252,943千円

- ・教育・保育給付支給事業 252,943千円
（委託料 239,738千円、負担金補助及び交付金 13,205千円）

保育所運営に係る経費総額 252,943千円				
保育料 95,375千円 (37.7%)		国庫・県費 115,014千円 (45.5%)		市町村 42,554千円 (16.8%)
保護者負担 (保育料) 51,648千円 (20.4%)	町追加負担 43,727千円 (17.3%)	国庫 73,429千円 (29.1%)	県費 41,585千円 (16.4%)	市町村 42,554千円 (16.8%)

葉山町における保育所運営費の現状（平成28年度予算）

歳入

保育料 54,936千円

国庫 92,633千円

- ・施設型給付費等負担金 87,146千円
- ・子ども・子育て支援交付金 3,867千円
- ・保育対策総合支援事業費補助金 1,620千円

県費 54,703千円

- ・施設型給付費等負担金 43,573千円
- ・保育緊急対策事業費補助金 6,453千円
- ・子ども・子育て支援交付金 3,867千円
- ・保育対策総合支援事業費補助金 810千円

歳出

保育所運営に係る経費総額 336,274千円

- ・教育・保育給付支給事業 336,274千円
（委託料312,717千円、負担金補助及び交付金23,557千円）

保育所運営に係る経費総額 336,274千円				
保育料 103,836千円 (30.8%)		国庫・県費 147,336千円 (43.9%)		市町村 85,102千円 (25.3%)
保護者負担 (保育料) 54,936千円 (16.3%)	町追加負担 48,900千円 (14.5%)	国庫 92,633千円 (27.6%)	県費 54,703千円 (16.3%)	市町村 85,102千円 (25.3%)